

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

消費税アップで少額資産購入に注意

Q: 会社で購入した減価償却資産で取得価額が20万円未満のものは、全額損金算入できるのですが、その判定には消費税は含めて行なうのでしょうか。

A: 法人が適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用している方式で算出した取得価額で判定します。

【解説】

法人がその事業の用に供した減価償却資産で、取得価額が20万円未満であるものについて、その取得価額相当額を事業の用に供した日の属する事業年度に損金経理したときは、損金の額に算入されることとなります。

「20万円未満」であるかの判定は、その法人が適用している消費税の経理方式に応じて行ないます。

つまり、本体198,000円、消費税5,940円の資産を購入した場合は、会社が税抜経理方式を採用しているときは、取得価額198,000円で20万円未満となりますが、税込経理方式を採用しているときは、取得価額203,940円で20万円以上となり通常の減価償却をしなければなりません。

消費税の税率が平成9年4月1日から5%に引き上げられることはご周知のとおりです。

税込経理方式を採用している場合、20万円ギリギリの減価償却資産を購入すると、少額減価償却資産にあたらぬケースがさらに多くなるということになります。

経理処理の選択の際に、このような影響もあることを覚えておいて下さい。

